

# 能登半島地震支援融資信用保証料助成制度のご案内

本市では、令和6年能登半島地震の影響を受けた中小企業者を支援するため、金沢市中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）の借り入れにかかる信用保証料を助成します。

## <制度概要>

助成対象者	<p><b>中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）</b>の融資を受け、信用保証協会の信用保証料を納付した中小企業者及び組合</p> <p>※現行の信用保証料助成制度の対象資金に当該資金を追加</p> <p>（参考）既存の対象資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）</li> <li>・ 緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分、原油価格高騰対策分、新型コロナウイルス感染症対策分）</li> </ul>
助成経費	令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に実行された上記融資に係る信用保証料
補助率及び助成限度額	<p>助成限度額400千円（万円未満切り捨て）</p> <p>※<b>中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）</b>の資金使途に、<b>借換は含まない。</b></p>
申込先	金沢市経済局産業政策課
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書</li> <li>・ 請求書</li> <li>・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し</li> <li>・ 融資等実行証明書</li> <li>・ 本市が発行する納税証明書（法人の場合：法人市民税、個人事業主の場合：市民税・県民税）</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象以外の制度融資に係る信用保証料は対象となりません。</li> <li>・ 上記の資金別に借り入れがある場合は、1資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。</li> <li>・ 繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は市へ必ずご連絡ください。</li> <li>・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。</li> </ul>

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

TEL : 076-220-2204 E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp